

入札時の注意事項

本案件は、令和7年度から令和8年度までの継続契約です。

各年度の支払い限度額については、次のとおりとなります。

令和7年度 契約金額の70%

令和8年度 契約金額の30%

各年度末に当該年度の支払い限度額の範囲内で、当該年度の出来形部分に相応する契約金額相当額を請求することができます。なお、当該年度に前払金の支払いを行った場合は、当該年度の前払金の額を控除して支払うものとします。

前払金については、それぞれの年度に、当該年度の支払い限度額の40%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができます。

なお、令和8年度の支払い限度額については、令和7年度の支払い済額に応じて見直しを行います。